



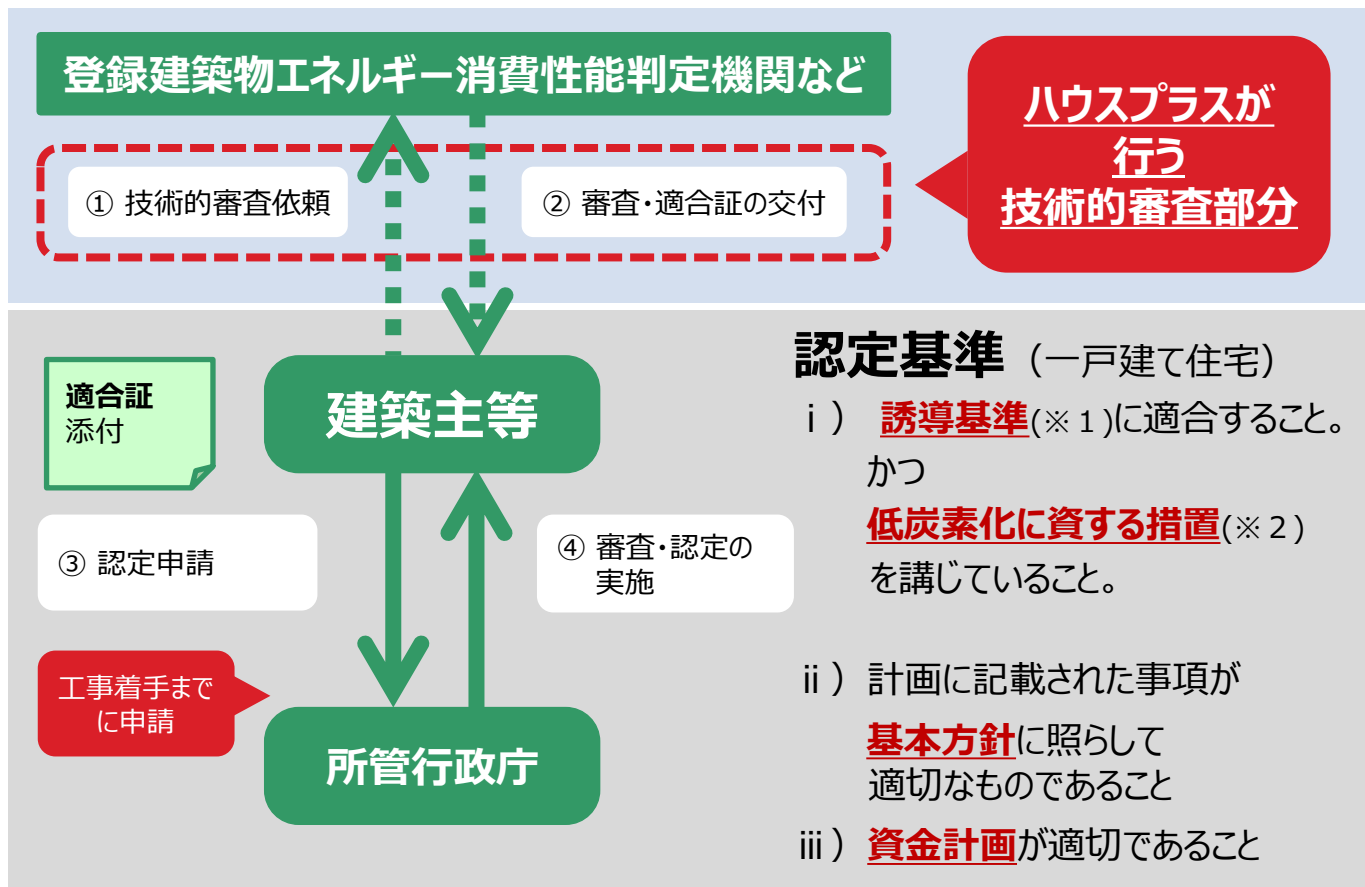
# 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査

## 申請要領

ハウスプラス住宅保証株式会社

# 低炭素建築物認定の全体の手続きフロー、認定基準

- ☑ 低炭素建築物認定の全体の手続きフローは、以下の通りです。
- ☑ ハウスプラスは、全体の手続きフローにおける認定申請前の技術的審査を行います。  
技術的審査により、認定基準（技術的審査の活用範囲は所管行政庁によります。）に適合していることを確認した場合に、適合証を交付いたします。
- ☑ 建築主等は、工事着手までに所管行政庁に認定申請を行う必要があります。

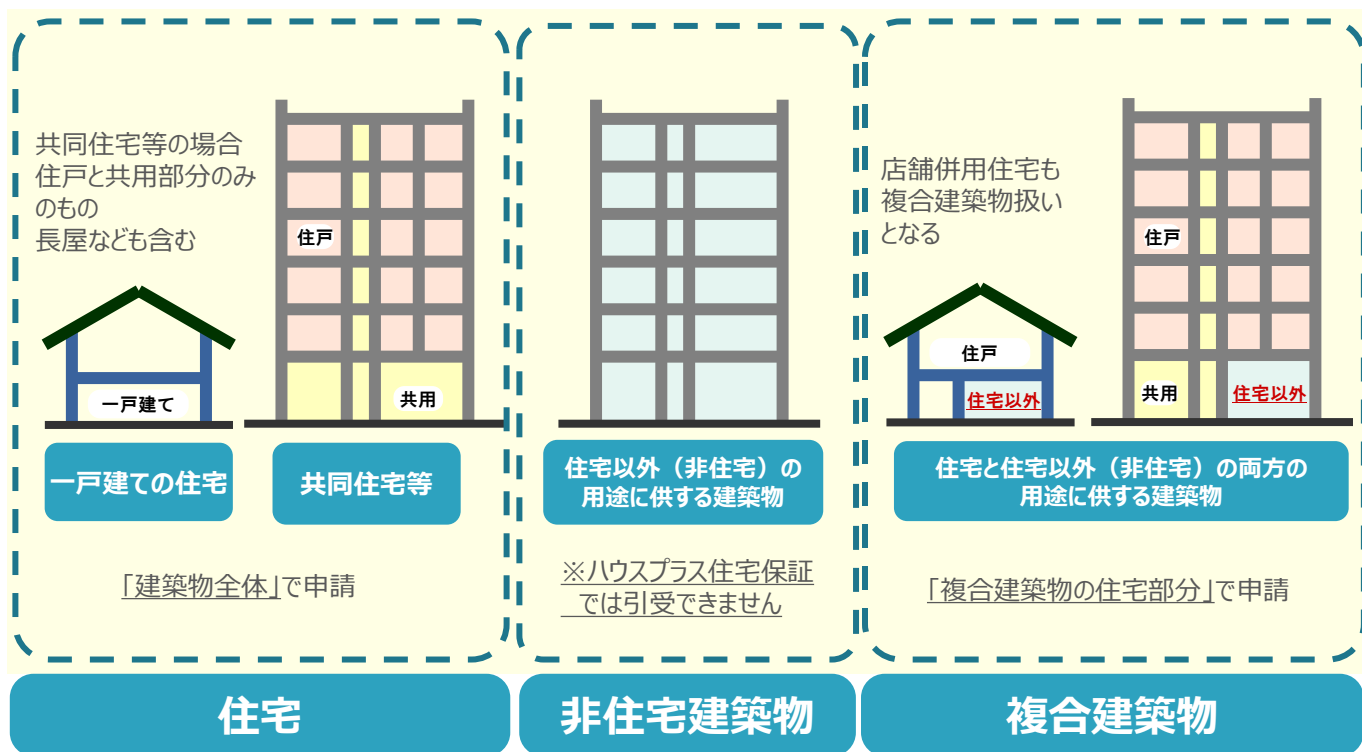


(※1)：エネルギー消費性能基準を超えるものとして、経済産業省令・国土交通省令で定める基準

(※2)：再生可能エネルギー利用設備 及び その他低炭素化に資する設備を設置し、かつ 一戸建て住宅の場合は、省エネルギー量と創エネルギー量の合計が基準一次エネルギー消費量の50%以上であること。

# 認定対象建築物の用途について

- ☑ 低炭素建築物認定の対象建築物の用途を以下のとおりです。
- ☑ 用途に応じて適用される認定基準が異なりますので、ご注意ください。



## 各用途の申請対象等

建築物の用途	申請の別（申請対象）	一次エネルギー消費量を適合させる範囲
一戸建ての住宅	建築物全体	建築物全体
共同住宅等	建築物全体	全住戸 + 共用部の合計
複合建築物	複合建築物の住宅部分	全住戸の合計

☑ 認定対象は **市街化区域等内** の建築物に限定されます。（必ず確認ください）

低炭素建築物新築等計画認定については、

**市街化区域** または **区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域等であること** が前提条件となっております。

一般的には、用途地域関係になりますので、市町村役場の都市計画課等で、あらかじめご確認のうえ、認定の申請ならびに技術的審査の依頼をお願いします。

## 申請の対象とする範囲ごとの申請方法について

申請の対象とする範囲	ポータル申請	紙申請
一戸建ての住宅	◎	(原則ポータル申請)
共同住宅等	△※1	○
複合建築物の部分（住宅部分全体）	×	○

※1 小規模な共同住宅および長屋に限り、ポータル申請が可能です。

## サービス選択（ポータル申請）について



一戸建ての住宅の場合は『**低炭素建築物サービス**』を選択します。

共同住宅等(長屋を含む) または 店舗併用住宅の場合は『**ファイルサービス**』を選択し、その後のプルダウンで『**共同住宅低炭素**』を選択します。

※中・大規模な共同住宅等については事前に申請方法の相談をお願いいたします。

# 技術的審査の活用範囲の確認方法（必ず確認ください）

- ☑ 技術的審査の活用範囲は、認定申請先の所管行政庁によって異なります。
- ☑ 事前に評価協会のホームページより審査の活用範囲を確認いただき、依頼書の【技術的審査を依頼する認定基準】で活用範囲を選択してください。



一般社団法人住宅性能評価・表示協会  
<http://www.hyokakyokai.or.jp/>

**1**  
 評価協会の低炭素建築物認定における“所管行政庁の検索”をクリック

**2**  
 建設地の都道府県、市区町村で検索を行う

**3**  
 検索下部に活用範囲を示した情報が表示されますので、ご確認ください。

HOME > 低炭素建築物認定制度 > 低炭素建築物新築等計画の認定を行う所管行政庁の検索

### 低炭素建築物新築等計画の認定を行う所管行政庁の検索

■低炭素建築物新築等計画の認定の申請について  
 認定を申請する所管行政庁は建設地により決まります。検索システムに建設地を入力して、申請先をご確認下さい。検索結果に2つの行政庁が表示される場合がありますが、建物の規模等により提出する所管行政庁が異なりますので、「対象建築物」の欄をご確認下さい。

■登録住宅性能評価機関・登録省エネ適合性判定機関による技術的審査について  
 登録住宅性能評価機関又は登録省エネ適合性判定機関による技術的審査の活用及び活用する場合の範囲については検索結果で確認できます。また、技術的審査を実施可能な登録住宅性能評価機関の一覧が表示できますのでご利用下さい。  
 なお、行政庁によっては技術的審査適合証の活用や発行可能な登録住宅性能評価機関についてより細かい取決めにて運用している場合がありますので、必ず申請先となる行政庁にご確認ください。

「低炭素建築物新築等計画の認定申請をされる皆様へ」

### 低炭素建築物新築計画の認定を行う所管行政庁の検索

建設地の指定

都道府県	都道府県:	神奈川県
市区町村	市区町村:	横浜市

所管行政庁一覧はこちら>>

検索

※1 一戸建ての住宅 ※2 共同住宅等 ※3 非住宅建築物 ※4 複合建築物 ※5 住宅部分 ※6 非住宅部分

区分	行政庁名 (低炭素建築物関連HP)	対象建築物					
		全ての建築物					
		認定の対象		建築物全体		複合建築物の部分	
		※1	※2	※3	※4	※5	※6
登録住宅性能評価機関・登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査の活用範囲	法第54条第1項第1号の基準	●	●	●	●	●	●
	外皮性能	●	●	●	●	●	●
	一次エネルギー消費量	●	●	●	●	●	●
	その他措置	●	●	●	●	●	●
	法第54条第1項第1号の基準以外	●	●	●	●	●	●
	基本的な方針	●	●	●	●	●	●
	認定計画	●	●	●	●	●	●

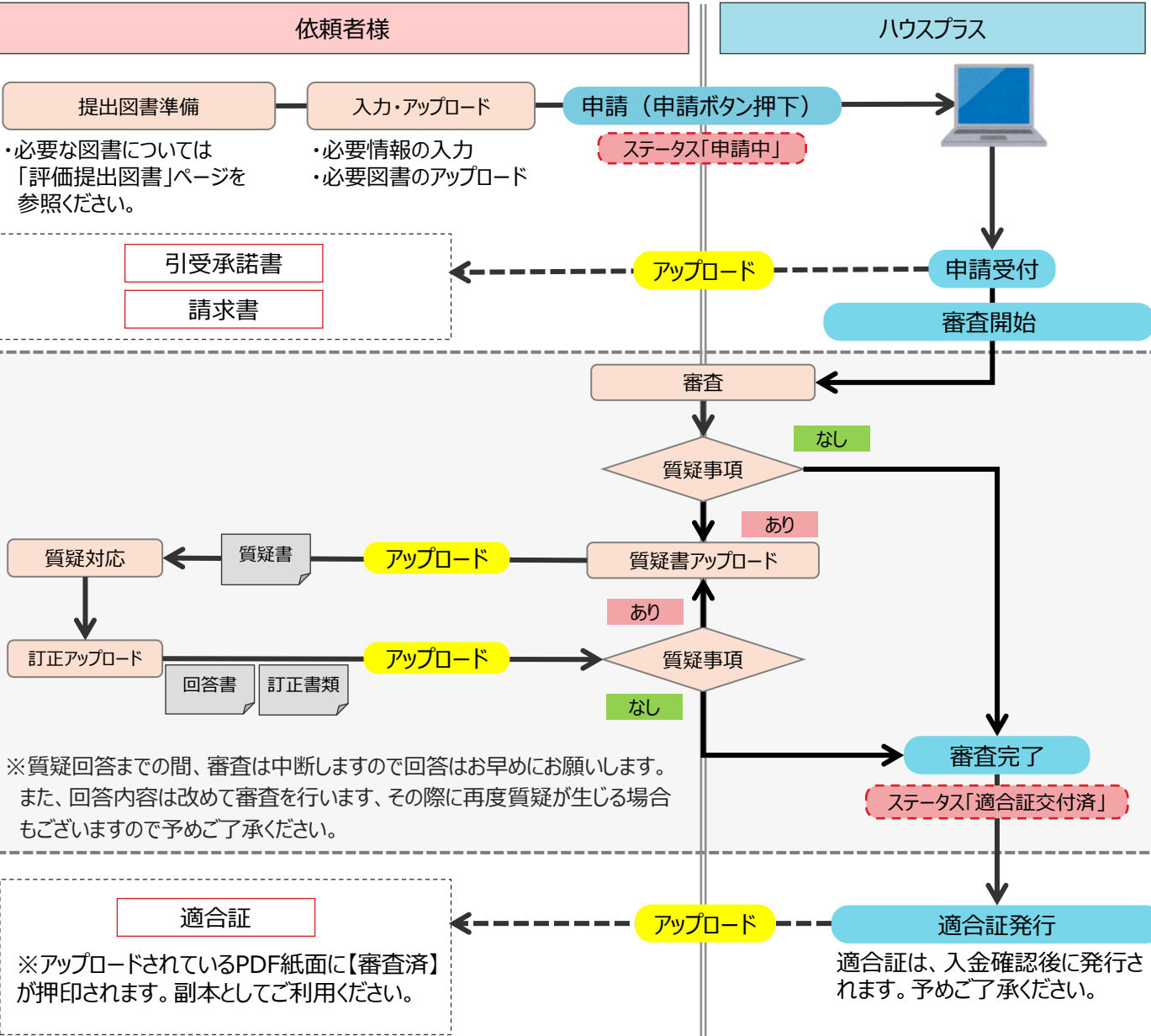
技術的審査(住宅)を実施可能な登録住宅性能評価機関はこちら >

技術的審査(非住宅)を実施可能な登録住宅性能評価機関はこちら >

備考

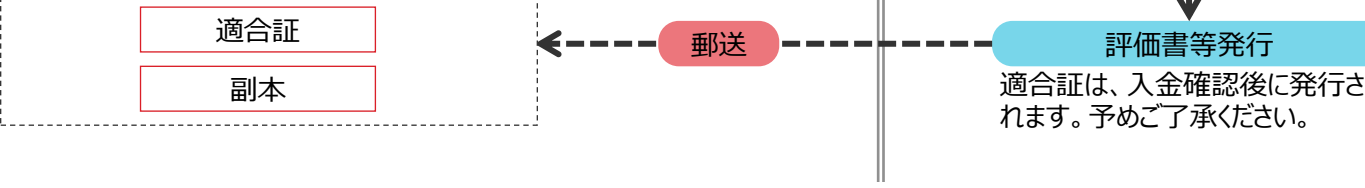
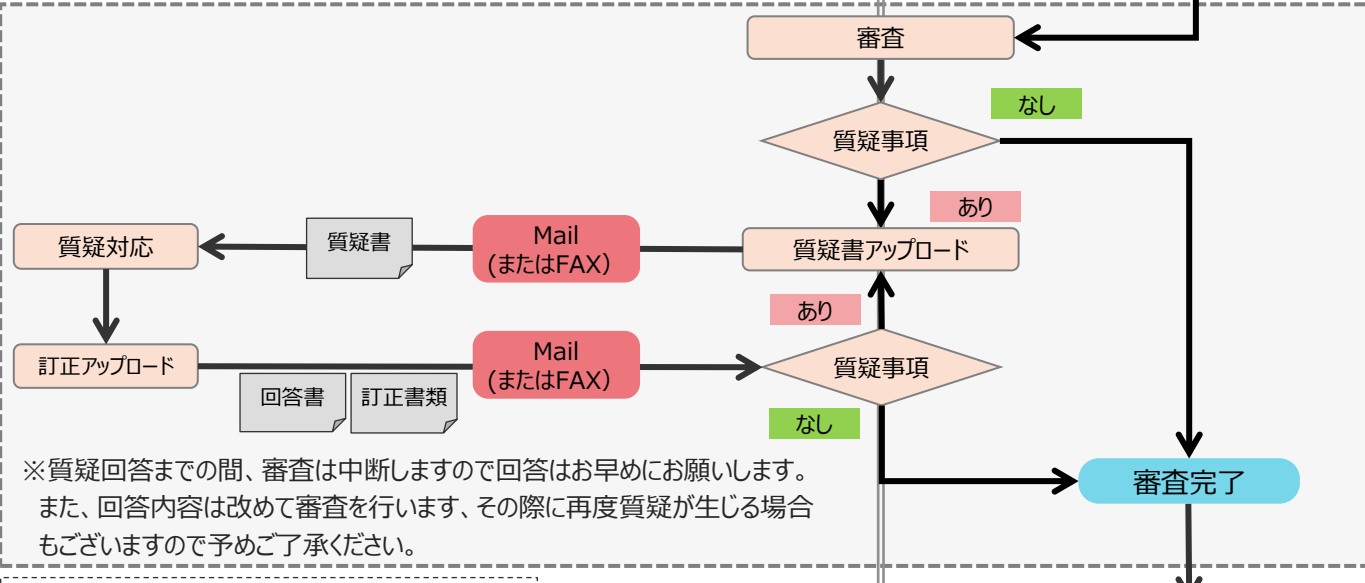
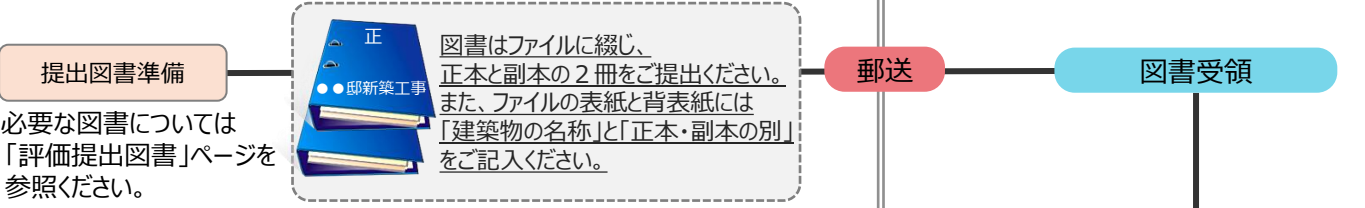
- ☑ ポータル申請は、以下のフローによります。
- ☑ 店舗併用住宅及び長屋については、共同住宅等として申請が必要です。

<b>申請受付～ 適合証発行までの期間（目安）</b>	一戸建ての住宅	<b>約3～4週間</b>
	店舗併用住宅・長屋	<b>4週間～</b>



- ☑ 紙申請は、以下のフローによります。
- ☑ 店舗併用住宅及び長屋については、共同住宅等として申請が必要です。

<b>申請受付～ 適合証発行までの期間（目安）</b>	一戸建ての住宅	約3～4週間
	店舗併用住宅・長屋	4週間～



**≪申請図書送付先≫**

〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー18階  
 ハウスプラス住宅保証株式会社 「低炭素建築物技術的審査サービス」宛て  
 TEL:03-4531-7200 FAX:03-4531-7201

# 必要な評価用提出図書



# 技術的審査用提出図書

- ☑ 申請対象範囲ごとの提出図書は下記の通りです。
- ☑ **ハウスプラスに設計住宅性能評価を申請している場合は**、下表太枠部の提出を省略できます。  
 ※活用するサービスで下表太線部の図書が提出されていない場合は提出が必要です。  
 ※共同住宅等で活用するサービスが紙申請の場合は、「審査済印」が押印された図書を提出が必要です。
- ☑ **ハウスプラスに設計住宅性能評価以外<sup>1</sup>の他サービスを申請している場合は**、下表太枠部については、「審査済印」が押印された図書を提出することができます。

**必須**

提出図書	申請対象範囲	共同住宅等	
	一戸建ての住宅	共同住宅	複合建築物の住宅部分
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査サービス申込書		必須	
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書		必須	
低炭素建築物新築等計画認定申請書	第一面～第四面	必須	
	第五面	—	必須
	第六面		必須
設計内容説明書	一戸建て住宅用	共同住宅用	共同住宅用
添付図書（以下説明は、本要領内特記）	表 （別表1・別表2）	表*1 （別表1～別表3）	表*1 （別表1～別表3）
標準入力法 エネルギー消費性能計算プログラム計算書	—	住宅共用部*2	住宅共用部*2
外皮計算書 （仕様基準を用いる場合を除く）	必須	必須	必須
一次エネルギー消費量計算書 （仕様基準を用いる場合を除く）	必須	必須	必須
共同住宅等の 計算結果集計プログラム集計結果	—	必須*3	必須*4
上記計算書の算定根拠資料		必須	
その他必要な図書		適宜	
委任状		適宜	

\*1 住宅共用部が存する場合は、別表3の提出が必要です。

\*2 住宅共用部が存する場合に限ります。

\*3 「一次エネ基準を標準計算」とする場合は、共同住宅等の計算結果集計プログラム (<https://aptstd.app.lowenergy.jp/>) で集計を行った結果を提出してください（複合建築物の場合で、1住戸の場合を除く）。

# 技術的審査用提出図書（別表1・別表2）

## 別表1

### 建築物の構造等に関する書類

図書の種類	記載する内容及び注意点
付近見取り図	・方位、道路及び目標となる地物
配置図	・縮尺及び方位 ・敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 ・空気調和設備等及び空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備（以下この表において「 <u>低炭素化設備</u> 」という。）の位置 ・建築物の緑化その他の建築物の低炭素化のための措置（以下この表において「 <u>低炭素化措置</u> 」という。）
仕様書（仕上げ表を含む）	・部材の種類及び寸法 ・低炭素化設備の種類及び内容
各階平面図	・縮尺及び方位 ・間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ ・壁の位置及び種類 ・開口部の位置及び構造 ・ <u>低炭素化設備の位置</u> ・ <u>低炭素化措置</u>
床面積求積図	・床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
用途別床面積表	・用途別の床面積
立面図	・縮尺 ・外壁及び開口部の位置 ・ <u>低炭素化設備の位置</u> ・ <u>低炭素化措置</u>
断面図又は矩計図	・縮尺 ・建築物の高さ ・外壁及び屋根の構造 ・軒の高さ並びに軒及びびさしの出 ・小屋裏の構造 ・各階の天井の高さ及び構造 ・床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
各部詳細図	・縮尺 ・外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種類及び寸法
各種計算書	・建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容

## 別表2

### 建築物のエネルギー消費性能に関する図書（住宅部分）

図書の種類	記載すべき事項	
機器表	空気調和設備	・空気調和設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備	・空気調和設備以外の機械換気設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法
	照明設備	・照明設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法
	給湯設備	・給湯器の種類、位置、仕様及び制御方法 ・太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法 ・給湯器具の種類、位置及び数
	上記設備以外の低炭素化に資する建築設備	・上記設備以外の低炭素化に資する建築設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法（コジェネレーション設備など）

# 技術的審査用提出図書（別表3）

## 別表3

### 建築物のエネルギー消費性能に関する図書（共同住宅の共用部）

図書の種類	記載すべき事項	
機器表	空気調和設備	・熱源機、ポンプ、空気調和設備その他の機器の種別、仕様及び数
	空気調和設備以外の機械換気設備	・給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
	照明設備	・照明設備の種別、仕様及び数
	給湯設備	・給湯器の種別、仕様及び数 ・太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数 ・節湯器具の種別及び数
	上記設備以外の低炭素化に資する建築設備	・上記設備以外の低炭素化に資する建築設備の種別、仕様及び数
仕様書	昇降機	・昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
系統図	空気調和設備	・空気調和設備の位置及び連結先
	空気調和設備以外の機械換気設備	・空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
	給湯設備	・給湯設備の位置及び連結先
	上記設備以外の低炭素化に資する建築設備	・上記設備以外の低炭素化に資する建築設備の位置及び連結先
各階平面図	空気調和設備	・縮尺 ・空気調和設備の有効範囲 ・熱源機、ポンプ、空気調和器その他の機器の位置
	空気調和設備以外の機械換気設備	・縮尺 ・給気機、排気機その他のこれらに類する設備の位置
	照明設備	・縮尺 ・照明設備の位置
	給湯設備	・縮尺 ・給湯設備の位置 ・配管に講じた保温のための措置 ・節湯器具の位置
	昇降機	・縮尺 ・位置
	上記設備以外の低炭素化に資する建築設備	・縮尺 ・位置

# 他サービスの評価活用を行う場合の注意点

- ☑ 評価の活用を行う場合は、事前申告が必要です。（申込書にてご申告ください。）
- ☑ なお、活用元の他サービスから変更が生じている場合は、評価の活用はご利用いただけませんので、予めご了承ください。

低炭素	新築		
<b>低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 サービス申込書</b>			
申込日(西暦) 20 年 月 日			
<p>・この申込書は、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書(別記様式1号)によるハウスプラス住宅保証株式会社への低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査サービスのお申し込みに対し、弊社が審査業務を行うにあたり必要な情報をご記載頂く為の書類です。</p> <p>・申請者はこの申込書に記載される各業務担当者が業務を実施することを了承しているものとします。</p>			
● 申込の種類及び申請建築物の概要など ※空欄に記入し、あてはまる項目の□にチェックを入れて下さい。			
申請の種類	<input type="checkbox"/> 技術的審査適合証 発行 <input type="checkbox"/> 変更 技術的審査適合証 発行 <input type="checkbox"/> 再発行		
他の評価活用	<input type="checkbox"/> ハウスプラスの他サービスの評価を活用する <input type="checkbox"/> 外皮基準のみ活用 <input type="checkbox"/> 外皮基準・一次エネルギー消費量基準を活用 活用サービス名 ( ) ※ 評価活用として申請できるのは、低炭素建築物の認定基準に適合する場合に限りです。 ※ 評価活用として申請する場合、活用元サービスの評価が完了するまで低炭素の技術的審査は行われません。		
建築物の概要	建築物の名称	受付番号(変更または再発行の場合):	
	延べ床面積	m	階数 地上 階 地下 階
	全住戸数	※一戸建ての住宅の場合は記入不要です。	
建築物の用途 申請の別	構造	<input type="checkbox"/> 木造軸組 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 木造枠組 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	建築物の用途	申請の別	
建築物の工事種別	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 修繕又は模様替	
	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 空調調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空調調和設備等の改修	
施工予定日 (西暦) 20 年 月 日 予定			
※ 認定対象建築物の確認(建築地の要件)			
以下に該当することを確認し、チェックを入れてください。			
<input type="checkbox"/> 市街化区域等内の建築物が低炭素建築物の認定対象である旨を理解している			
<input type="checkbox"/> 技術的審査を依頼する建築物の所在地が市街化区域等内である			
● 申込担当者・その他連絡先の記入をお願いします			
申込担当者	<input type="checkbox"/> 依頼者と同じ	当社業務約款に基づく【引受承諾書】を申込担当者さまへ送付いたします	
会社名		フリガナ	

申込書の「他の評価活用」で、**活用する基準**と**活用サービス名**の選択をお願いいたします。